

(6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解について、次のとおり専決処分をする。

平成28年7月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解について

鳥取県営住宅の明渡し等の請求について、次のとおり和解する。

1 和解の相手方

甲 米子市 個 人

乙 保証人

西伯郡伯耆町 個 人

2 和解の要旨

- (1) 県は、和解の相手方甲に対してなした平成26年10月17日付け書面による県営住宅に係る賃貸借契約解除の意思表示を撤回し、県及び和解の相手方は、和解の相手方甲が当該賃貸借契約に基づく賃借権を有することを確認する。
- (2) 県は、和解の相手方甲に対してなした平成26年10月17日付け書面による駐車場使用許可取消しの意思表示を撤回し、県及び和解の相手方は、和解の相手方甲が当該駐車場使用許可に基づく賃借権を有することを確認する。
- (3) 県及び和解の相手方は、和解の相手方甲が平成28年5月分までの未払家賃396,

900円、未払駐車場使用料32,400円及び損害賠償金276,984円を県に支払済みであることを確認する。

(4) 今後、和解の相手方甲が賃貸借契約に基づく家賃の支払を怠り、その額が家賃の3か月分に達したときは、県は、和解の相手方甲に対し、何らの通知催告を要しないで当該賃貸借契約を解除し、及び当該賃貸借契約に付随する駐車場使用許可を取り消すことができる。

(5) 県が和解の相手方甲に対し(4)による賃貸借契約解除及び駐車場使用許可取消しの意思表示をしたときは、和解の相手方甲は、県に対し、本件建物及び駐車場を直ちに明け渡す。

(6) 今後、和解の相手方甲が駐車場使用許可に基づく駐車場使用料の支払を怠り、その額が駐車場使用料の3か月分に達したときは、県は、和解の相手方甲に対し、何らの通知催告を要しないで当該駐車場使用許可を取り消すことができる。

(7) 県が和解の相手方甲に対し(6)による駐車場使用許可取消しの意思表示をしたときは、和解の相手方甲は、県に対し、駐車場を直ちに明け渡す。

(8) 県が(4)により賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消したときは、和解の相手方は、県に対し、次に掲げる金額を支払う。

ア 当該賃貸借契約解除の日までの滞納家賃

イ 当該賃貸借契約解除の日の翌日から本件建物の明渡しの日まで、1か月170,400円の割合による損害賠償金

ウ 当該駐車場使用許可取消しの日までの滞納駐車場使用料

エ 当該駐車場使用許可取消しの日翌日から駐車場の明渡しの日まで、1か月4,800円の割合による損害賠償金

(9) 県が(6)により駐車場使用許可を取り消したときは、和解の相手方は、県に対し、次に掲げる金額を支払う。

ア 当該駐車場使用許可取消の日までの滞納駐車場使用料

イ 当該駐車場使用許可取消の日の翌日から駐車場の明渡しの日まで、1か月4,800円の割合による損害賠償金

(10) 即決和解に係る費用は、各自の負担とする。

3 和解の趣旨

県営住宅の明渡し及び未払家賃の支払並びに駐車場の明渡し及び未払駐車場使用料の支払について、次の理由により起訴前の和解をする。

- (1) 和解の相手方が、未払家賃及び未払駐車場使用料を支払ったこと。
- (2) 和解の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。